

「飲酒」（二十首）〈其十七〉の詩の寓意について

—陶淵明から見た劉裕と韓延之一—

沼 口 勝

東晉王朝（三一七—四二〇）の末期、のちに宋王朝初代皇帝（高祖武皇帝、在位四二〇—四二二）となる實力者劉裕（三五六—四二二）は、周知の如く、かつての同志・同僚を次々に討滅・肅清し、その野望達成の犠牲に供したのであつた。

すなわち、安帝（司馬德宗）の義熙八年（四一二）、かつて力をあわせて篡奪者桓玄を打倒し、晉室興復を實現した荊州刺史劉毅とその従弟の兗州刺史潘を、尙書僕射謝混、丹陽尹郗僧施らとともに滅ぼし、翌九年（四一三）、同じく前將軍諸葛長民を、その弟輔國大將軍黎民、従弟寧朔將軍秀之とあわせて殺害し、さらに同十一年（四一五）、宗室の重鎮である平西將軍・荊州刺史司馬休之と雍州刺史魯宗之を討伐し、追放したのが、その主たる例である。

かくして國內の政敵を一掃した劉裕は、懸案となつていた羌族姚氏の後秦國遠征（北伐）を、同十二年（四一六）八月から十四年（四一八）一月までの足掛け三年の歳月を費やして成功させた。そして、これを踏み臺として、次にその野望達成の最終段階に入るるのである。

まず、義熙十四年十二月、安帝を弑して、その弟司馬德文を立てて

恭帝とし、元熙二年（四二〇）六月、恭帝の禪讓を受けて天子の座につく。そして、宋の永初二年（四二二）九月、零陵王に降位した恭帝を殺したのであつた。裕が安帝の後に恭帝を立てたのは、讖語に「昌明の後に二帝有り」というのを信じたからであつた（『晉書』『安帝紀』）。

「昌明」とは、安帝・恭帝の父孝武帝（司馬曜）の諱である。

ところで、劉裕の參軍としてその幕下にあつたとされる詩人陶淵明（三六五—四二七）³が、右に記した劉裕の行事を、その作品に諷諭していることは、例えば「述酒」の詩などに認められるといふ。

卑見によれば、淵明の代表作「飲酒」（二十首）の〈其十七〉の詩は、劉裕がその政敵の一人司馬休之を討伐した際のある事件を題材とする作品ではないかと考える。かかる見方は、この詩についての從前の解釋とやや異なるものである。また、もし卑見に蓋然性ありとするならば、「飲酒」の作品研究、および淵明の傳記研究上、裨益するところがあろうかと思う。以下に論述する所以である。

二

「飲酒」（其十七）の詩の句數はすべて八句で、二十首からなる（の連作中、〈其二〉〈其六〉の詩とともに、最短の詩篇である。左にその

詩を掲げる。

幽蘭生前庭

幽蘭

前庭に生じ

含薰待清風

薰りを含んで清風を待つ

清風脫然至

清風 脱然として至らば

見別蕭艾中

蕭艾の中より別かたる

行行失故路

行く行く故路を失うも

任道或能通

任道 或いは能く通ぜん

覺悟當念還

覺悟して當に還るを念うべし

鳥盡廢良弓

鳥盡くれば良弓廢せらる

この詩の構成上の特徴を擧げるならば、前半四句と後半四句とが、その内容上截然として分かれるように見えることであろう。すなわち、前半部は、前庭に生ずる幽蘭が、清風の吹くのを待つてその薰りを放ち、周圍の蕭艾と區別されることを詠う。これに對し後半部は、人生の行路に迷つたと覺つたとき、元の場所に引き返すべきだとする、人生哲學あるいは處世觀を述べ、末尾の句にはなはだ意味深長な古諺の一節を添えて結びとする。幽蘭の稟性について詠う前半部と、人生哲學あるいは處世觀を述べる後半部との間には、なにか意味上の脈絡を遮断するような印象がある。いわばこの意味上の斷層のごとき現象を、われわれはいかに考えるべきか。その問題を解明するために、まずこの詩についての從前の解釋のあり方を、管見の及ぶ範圍において、以下に検討したい。

この詩を、作者が自己的過去を回顧して、ひとたびは誤つて出仕したが、その誤りに氣付き歸田したことを述べる作と解する傾向は、すでに南宋の湯漢（東澗と號す）の解釋において見出すことができる。元の李公煥『箋註陶淵明集』（四部叢刊本）に引くその文を掲げる。

〔飲酒〕（二十首）（其十七）の詩の寓意について

湯東澗曰、蘭薰非清風不能別、賢者出處之致、亦待知者之知耳。

淵明在彭澤日、有恨然慷慨、深愧平生之語、所謂失故路也。惟其任道而不率於俗、故卒能回車復路云耳。鳥盡弓藏、蓋借昔人去國之語、以喻己歸田之志。

（湯東澗曰く、蘭の薰りは清風に非ざれば別かつ能わず、賢者の出處の致も、亦た知者の知るを待つのみ。淵明彭澤に在りし日、「恨然として慷慨し、深く平生に愧ず」の語有り、所謂「故路を失う」なり。惟だ其れ道に任じて俗に牽かれず、故に卒に能く車を回らし路を復ると云うのみ。「鳥盡きて弓藏せらる」とは、蓋し昔人國を去りしどきの語を借りて、以て己が歸田の志を喻えしならん。）

湯漢の解釋の要旨は、蘭を賢者に、また、清風を知者に譬え、賢者の出處の深意は、知者を待つてはじめて明らかになる、たとえ誤つて出仕したとしても、道に任せて俗に牽かれないようにすれば、故路に戻ることができ、歸田の志を達すことができるのだというのである。なお、詩中の「鳥盡廢良弓」の一句は、『史記』「越王勾踐世家」における、范蠡が越を去つた後、大夫種に與えた書中の語、「蜚鳥盡、良弓藏、狡兔死、走狗烹。」（蜚鳥盡きて、良弓藏せらる、狡兔死して、走狗烹らる。）に據ると解していることに注意したい。

これに對して、一詩全體を、當時の政局・時勢を諷諭したものとする解釋がある。例えは清の陶必銓『萸江詩話』の説が、これに屬するであろう。

非經喪亂、君子之守不見、寓意甚深。覺悟念還、傅亮・謝晦輩不知也。

（喪亂を経るに非ざれば、君子の守は見れず、寓意甚だ深い。）

悟して還るを念う」、傅亮・謝晦の輩知らざるなり。)

陶必銓は、また「飲酒」の序に注釋して、次の「とくいう。

此二十首、當是晉宋易代之際、借飲酒以寓言。驟讀之不覺、深求其意、莫不中有寄託。

(此の二十首は、當に是れ晉宋易代の際、飲酒に借りて以て寓言するなるべし。驟かに之を讀めば覺らざるも、深く其の意を求むれば、中に寄託有らざるは莫し。)

陶必銓の第一の文にいう「喪亂」とは、具體的には、第二の文の「晉宋易代之際」のそれを、すなわち前述した劉裕による、劉毅・諸葛長民・司馬休之らの討滅・肅清を指すと解すべきである。なお、

第一の文にいう傅亮・謝晦とは、周知のことく、宋の少帝（劉義符、在位四二三—四二四）を廢して殺害し、のち文帝（劉義隆、在位四二四—四五三）により誅滅された權臣である。

陶必銓の解釋によれば、蘭の薰りは、君子の守るべき操、清風は、喪亂を警える北風（涼風）を意味する。そして、かかる解釋の方向をさらに徹底して追及したのが、民國の古直『陶靖節詩箋』のそれであるといえよう。

古直の注釋に見られる特徴を擧げるならば、次の二點となるであろう。

第一に、詩語の典據について新説を示し、ことに『楚辭』の諸作品との關連を指摘したことである。例えば、「清風」の語について、これを『國語』「周語・中」の襄公のことば、「火見而清風戒寒」（火見れて清風寒を戒む）に據るものとし、その書の三國吳の韋昭の注に「謂霜降之後、清風先至、所以戒人爲寒備也。」（霜降の後、清風先ず至る、人を戒めて寒の備えを爲さしむる所以を謂うなり。）と説く

のを引用する。これによつて「清風」を解すれば、季秋、冬の到來を豫告する風の意である。また、「幽蘭」「蕭艾」の語の典據として、『楚辭』「離騷」の「戸服艾以盈要兮、謂幽蘭其不可佩」（戸）とに艾を服して以て要に盈て、幽蘭は其れ佩ぶ可からずと謂う）、また、同じく「何昔日之芳草兮、今直爲此蕭艾也」（何ぞ昔日の芳草、今直ちに此の蕭艾と爲るや）の二句を當て、さらに詩の第五・六句について、同じく「離騷」の「羌中道而改路」（羌中道にして路を改む）、「九章・抽思」の「羌中道而回畔兮」（羌中道にして回り畔く）を引き、「行行失故路」とは、即ち此の意なり。」と解釋する。

第二に、この詩を、劉裕の政敵に対する彈壓・殺戮が激しさを増した時勢と緊密に關連づけて解釋したことである。

古直は、詩の末尾の一句について、『史記』「淮陰侯列傳」の韓信のことば、「果若人言、『高鳥盡、良弓藏。』（果たして人の言の若し、『高鳥盡きて、良弓藏せらる。』）を引用し、續けて次の「とく推論する。

直案、晉義熙八九年之交、劉裕誅鋤異己不遺餘力、劉藩・謝混・劉毅・諸葛長民兄弟、皆見夷戮。史記諸葛長民之言曰、「昔年醢彭越、今年殺韓信、禍其至矣。」既而歎曰、「貧賤常思富貴、富貴必蹈危機、今日欲爲丹徒布衣、豈可得邪。」詩蓋因此託諷。（直案するに、晉の義熙八・九年の交、劉裕已に異なるものを誅鋤して餘力を遣さず、劉藩・謝混・劉毅・諸葛長民兄弟、皆夷戮さる。史、諸葛長民の言を記して曰く、「昔年彭越を醢にし、今年韓信を殺す、禍い其れ至らん」と。既にして歎じて曰く、「貧賤にして常に富貴を思うも、富貴必ず危機を蹈む。今日丹徒の布衣爲らんと欲するも、豈に得可けんや」と。詩は蓋し此れに因りて託諷せん。）

古直以後のこの詩についての解釋の方向を見ると、作者自身の歸田の意を述べるものとする説と、晉宋易代の時勢を託諷した作とする説との折衷案が多いようである。すなわち、前半部の「幽蘭」を作者の自喻、末尾の句を諸葛長民の「今年殺韓信」の語と結びつけ、劉裕による彈壓・殺戮が激化した時勢を象徴するものと解するのである。かかる説の一例として、「海知義氏『陶淵明』（一九五八年、中國詩人選集4、岩波書店）の解釋（語釋を除く）」を、次に示したい。

前の庭に、らんがひつそりと花をひらいている。ゆかしいかおりを含んで、すがすがしい風の吹くのを待つてゐる。すがすがしい風がサツとひと吹きすれば、その時らんは、他の雑草からはつきりと區別されるのだ。

どんどん歩きつづけているうちに、私はもとの自分の路を見失つてしまつた。しかし、方策を弄しないで自然のままの道に身をまかせたなら、或いは打開の方法もあるう。

人人よ、よくこここのところを心にさとつて、ひき歸すことを考えよ。役に立つた弓も、鳥がいなくなれば、廢物のように捨てられるのだぞ。

一海氏は、語釋中に「この詩の前半は第八首の前半と同じ發想」といわれている。この指摘は重要な意味をもつていて、「飲酒」（其八）の詩の前半六句（全十句）を次に掲げる。

青松在東園 青松 東園に在り
衆草沒其姿 衆草 其の姿を沒す
凝霜殄異類 凝霜 異類を殄くすとき
卓然見高枝 卓然として高枝を見わす
連林人不覺 林に連なるときは人覺らず

「飲酒」（二十首）（其十七）の詩の寓意について

獨樹衆乃奇 獨樹にして衆乃ナカち奇とす

この詩の「青松」の語釋として、「海氏は、「淵明は詩の中にしばしば松の姿をうたう。それが直接自らをたとえるものでないとしても、すくなくともその理想の像として、讀まれねばならぬ。」と主張される。ということは、「其十七」の詩の「幽蘭」も、「其八」の詩の「青松」と同じく、直接作者自身の比喩でないとしても、少くともその理想像である可能性があると、氏は考えられるのであろう。この〈其八〉の詩との發想上の類似という指摘は、「其十七」の詩を、作者の自畫像もしくは理想像としてとらえる解釋に、有力な根據を與えているようである。

右の諸説の外、私の目睹した限りで異色あるものとしては、李華氏『陶淵明新論』（一九九二年、北京師範學院出版社）中の解釋がある。氏は「飲酒」の序文に、「聊か故人に命じて之を書せしむ」というその「故人」を顏延之（三八四—四五六）とした上で、この詩を、延之の府主江州刺史劉柳（？—一四一六）の死後、劉裕の世子義符の中軍參軍となり健康（今の南京）に去つたこの若い友人に、仕官をやめて隠退を勧めることを諷した作であるとする。

以上、從前の解釋のあり方にについて検討し、概括した。私はこれら諸説の中、「其十七」の詩の前半部と後半部との意味上の脈絡を最も圓滑に接続する方向は、陶必銓・古直の解釋の示すそれにあるのではないかと思う。しかし、この兩者の解釋にしても、詩のことばと寓意との關係の説明においていまだ十分に説得的ではなく、また、作詩の動機の説明も明晰とはいえないようである。以下、これらの點について検討、解明を期したい。

三

える「武帝紀・中」の記載を次に示す。

すでに言及したとく、卑見によれば、〈其十七〉の詩は、義熙十一年（四一五）正月、劉裕が司馬休之を討伐した際のある事件を題材とする作品のようである。周知のことではあるが、そのことがらについて説明したい。

梁・沈約撰『宋書』「武帝紀・中」に、次のとく記す。

平西將軍・荊州刺史司馬休之、宗室之重、又得江漢人心。公疑其有異志、而休之兄子謙王文思在京師、招集輕俠、公執文思送還休之、令自爲其所。休之表廢文思、并與公書陳謝。十一年正月、公收休之子文寶兄子文祖、並於獄賜死、率衆軍西討。

（平西將軍・荊州刺史司馬休之は、宗室の重にして、又江漢の人心を得たり。〔宋〕公其の異志有ることを疑う。而して休之が兄の子謙王文思、京師に在りて輕俠を招集す。公、文思を執え、休之に送還し、自ら其の所を爲さしむ。休之表して文思を廢し、并て公に書を與えて陳謝す。十一年正月、公、休之が子文寶・兄の子文祖を收め、並に獄に於て死を賜う。衆軍を率いて西討す。）右の文中の謙王文思は、休之の長子であるが、兄尚之の死後、その爵位を襲ぐために養子としたものである。

劉裕のかかる處置に對し、休之の「表を上り自陳（釋明）」した文が、右の記述に續く。その文は、劉裕の功績を認めながらも、その専權暴虐の數々を繻々として八百二十字に訴えている。以後、必要に應じて摘記引用するつもりである。

さて、親征した劉裕が江陵（今の湖北省江陵市）に到着する前、休之の府の錄事參軍韓延之に密使を遣わして書を與えた。ことがらを傳

は、前述の司馬尚之の從弟の名。「經正」は、君子の守るべき常の道、すなわち、仁義禮智の正しい道。『孟子』「盡心・下」の「君子反經而

休之府錄事參軍韓延之、故吏也。有幹用才能。公未至江陵、密使與之書曰、「文思事源、遠近所知。去秋遣康之送還司馬君者、推至公之極也。而了不遜愧、又無表疏。文思經正不反、此是天地之不容。吾受命西討、止其父子而已。彼土舊舊、爲所驅逼、一無所問。往年鄃僧施、謝邵、任集之等、交構積歲、專爲劉毅謀主、所以至此。卿等諸人、一時逼迫、本無纖釁。吾處懷期物、自有由來。今在近路、正是諸人歸身之日。若大軍登道、交鋒接刃、蘭艾吾誠不分。故具示意、并示同懷諸人。（休之が府の錄事參軍韓延之は、故吏なり。幹用才能有り。公未だ江陵に至らざるとき、密使もて之に書を與えて曰く、「文思が事の源は、遠近の知る所にして、去秋康之をして司馬君に送還せしめしは、至公を推すの極なり。而るに了に遜愧せず、又表疏も無し。文思經の正しきに反らず、此れ是れ天地の容れざるなり。吾れ命を受けて西討するは、其の父子に止まるのみ。彼の士の舊舊は、驅逼する所と爲れば、一も問う所無し。往年の鄃僧施・謝邵・任集之等は、交構する」と積歲、専ら劉毅が謀主と爲る、所々に此に至る。卿等諸人は、一時逼迫せらるるにして、本纖釁無し。吾が懷を處きて物を期すること、自ずから由來有り。今近路に在り、正に是れ諸人身を歸するの日なり。若し大軍道に登り、鋒を交え刃を接すれば、蘭も艾も吾れ誠に分たず。故に具に意を示し、并て同懷の諸人に示す。）

已矣、經正則庶民興」（君子は經に反るのみ、經正しければ、則ち庶民興る）に據る。鄒僧施・謝邵・任集の三人中、鄒僧施は、劉毅に請われて南蠻校尉となり、毅と運命を共にした人で、唐・房玄齡等撰『晉書』卷六十七にその傳がある。他の二人も僧施同様の運命を辿った人物であろう。また、「處懷期物」は、『晉書』「宗室司馬休之傳」に「虛懷期物」（懷を虚しくして物を期す）を作る。とすれば、私心なく人々を待遇する意である。「蘭艾吾誠不分」は、同じく「司馬休之傳」に、「蘭艾雜揉、或恐不分」（蘭も艾も雜揉して、或いは分たざるを恐る）を作っている。

劉裕の密書に續けて、『宋書』は韓延之の劉裕への返書を記載する。その前半部の要旨のみを示せば、次のとくである。
文思の事件を口實とする今回の西討は名分が立たない。司馬休之は國には忠貞、人には親愛の態度で盡くす昔氣質の人物で、王室興復の功勞者劉裕を尊重し、萬事についてその指示・意向に沿うようにしてきた。譙王文思が「微事」によつて彈劾されると、自ら上表して位を遜り、神妙な態度を表してきた。まして重大な過失があれば隠しだてするはずがない。今回のことも、誤解を解くために再度使者を遣つたが、早々に決定が下されてしまった。當方としては、劉裕の意中を測り機嫌をそこねないようつとめてきたのであつて、征討されるようなおぼえはない。義舉以來、諸侯はみな劉裕に諂つてから上奏するようにしてきた。譙王が宰相に責められると、上奏しその爵位を廢した。これ以上、劉裕のいう「經正」に歸する」ととも、また、上表の使者を送ることも、そのすべがない。「これこそ「人に罪を被せるつもりなら、何とでも辭はつくことができる」というものであつう。
そして、さらに言を續いで次のとくいう。

〔飲酒〕（二十首）（其十七）の詩の寓意について

劉裕足下、海内の人、誰か足下の此の心を見ざらん、而るを復た國士を欺誑せんと欲す。天地の容れざる所は、彼れに在りて此れに在らず。來示に言えらく、「懷を處きて物を期すること、自ずから由來有り」と。今人の君を伐たんとし、人に嗜わずに利を以てせんとす、眞に「懷を處きて物を期すること、自ずから由來有り」と謂う可き者なり。劉裕は閩閬の内に死し、諸葛は左右の手に斃る、甘言もて方伯を詫き、之を襲うに輕兵を以てす、遂に席上款懐の土靡く、閩外自ら信ぶるの諸侯無からしむ、是を以て算を得たりと爲す、良に恥ず可きなり。貴府の將佐及び朝廷の賢徳、性命を寄せて以て日を過ごし、心に太平を企うこと久しき。吾れ誠に鄙劣なれども、嘗て道を君子に聞く。平西の至徳を以てせば、寧^なんぞ命を授つるの臣無かる可けんや。未だ自ら虎口に投するこ^あと能わざれども、迹を郗・任の徒に比せんこと明らかなり。假令天喪亂を長じ、九流渾濁するとも、當に臧洪と地下に遊ぶべし。復た多言せず。」

右の文中の「劉裕死於閩閬之内、諸葛斃於左右之手」とは、劉毅が

從弟藩を荊州刺史たる自身の副に請うたのに對し、劉裕が偽つてこれを許し、藩が入朝したのを執らえて死を賜つたことと、諸葛長民が裕と歡談しあわると、幕中に隠れていた壯士丁旿が現われて、座において長民を杖で打ち殺したこと。また、文末にいう臧洪は、漢末、袁紹の下で東郡太守の任にあつたが、曹操に包囲されたかつての盟友張超を救おうと紹に兵馬を請うたが聽かれず、超を族滅させたことから紹を怨み殺された人物。延之は自らを臧洪に、裕を袁紹に見立てたのである。

ところで、延之の書を覗た劉裕は、太息してそれを諸佐に示し、「人に事うるは當に此ぐの如くなるべし」といつたという。

以上、劉裕が司馬休之を討伐した際、その故吏韓延之との間に交わされた書信を引用した。私には、實はここで見た兩者の書信の文中に、また、兩者と作者を交えたその關係の中に、「飲酒」（其十七）の詩の寓意を解く鍵があるのでないかと思われる所以である。その鍵の所在はどこか。次にそれについて説明したい。

劉裕の密書に「若大軍登道、交鋒接刃、蘭艾吾誠不分」といひ、ひとたび戰端が開かれれば、蘭、すなわち君子も、艾、すなわち小人も區別しないことを警告、または威嚇している句がある。具體的には、蘭は韓延之（および「同懷諸人」）、艾は休之（およびその一黨）を指すであろう。陶淵明は、この「蘭艾（吾誠）不分」の語から着想を得て、劉裕が利を以て誘うのを退け、その威嚇にも屈せず、死を覺悟して休之と運命をともにする」とを決意した國士とも呼ぶべき延之を、清風が脱然として至ると、蕭艾と區別される幽蘭に譬えたものである。とすれば、「清風」は劉裕の討伐がもたらす死の恐怖を意味するであろう。

「蘭艾吾誠不分」の語について、なおひとつ注意すべきことがある。桓玄に殺された尚書令司馬元顯（三八三—四〇二）には六子があり、みなその父と運命をともにしたとされていたが、實は第五子法興が蠻中に難を避け、後に歸還するといふことがあつた。周圍は元顯の父道子（三六四—四〇二）の後嗣にすることを望んだが、劉裕が案驗して偽者であることが發覺、棄市したのであつた。⁽³⁾ この事件について、休之の自陳の文に次のごとく記す。

裕呑噬之心、不避輕重、以法興聰敏明慧、必爲民望所歸、芳蘭既茂、內懷憎惡、乃妄扇異言、無罪即戮。

（裕が呑噬の心、輕重を避けず、以らく法興が聰敏明慧、必ず民望の歸する所と爲らんと。芳蘭既に茂れば、内憎惡を懷き、乃ち妄に異言を扇り、罪無きを即ち戮す。）

右の休之の自陳の文を、劉裕は必ずや檢閱していたであろう。したがつて、密書の「蘭艾」の語は、あるいは文中の「芳蘭」の語からの影響により用いられたとも考えられよう。

次に、韓延之の返書中のことば「諸葛鎔於左右之手」も、（其十七）の詩の末尾の句「鳥盡廢良弓」と關わる重要な鍵と考えられる。そしてさらに、韓延之が劉裕の「故吏」であつたとする史書の記載、およびこの詩の作者陶淵明がかつて劉裕の參軍としてその幕下にあつたとされることとの關係の中に、詩作の動機が藏されているのである。陶淵明は、この「蘭艾（吾誠）不分」の詩から着想を得て、劉裕が利を以て誘うのを退け、その威嚇にも屈せず、死を覺悟して休之と運命をともにする」とを決意した國士とも呼ぶべき延之を、清風が脱然として至ると、蕭艾と區別される幽蘭に譬えたものである。

（）では、前章で取り上げた「蘭艾（吾誠）不分」「諸葛鎔於左右

之手」などのことばを典據と想定した場合、（其十七）の詩を解釋する上において、いかなる變貌が生じ、また、いかなる展開がもたらされるのか、そしてさらに、それらのこととに伴つて、「清風」「任道」などの詩語をいかに解釋すべきであるのかについて検討し、解明を期したい。

『宋書』「武帝紀・中」に記載する劉裕の密書中の「蘭艾吾誠不分」ということばを、『晉書』「宗室・司馬休之傳」に「蘭艾雜揉、或恐不分」に作つてゐることは、すでに指摘した。いま、これらを約めて「蘭艾不分」と表わすことにとする。

さて、この「蘭艾不分」ということばを、（其十七）の詩の前半部四句の典據と見なす場合の解釋上の骨格部分については、すでに説明した。（一）ではまず、このことばのもつイメージについて吟味を加えよう。

「蘭」、または蘭の類の「芳草」と、「蕭艾」とを對比させて表現するのは、やはり『楚辭』「離騷」をその嚆矢とするようである。すなわち、「戶服艾以盈要兮、謂幽蘭其不可佩。」（何昔日之芳草兮、今直爲此蕭艾也。）などがその例であるが、すでに言及したとく、これらは古直によりその解釋に引用されている典據である。

劉裕以前、「蘭艾——」と四字成語化して用いる例がある。

○『文選』「劉孝標・辯命論・善注引」「傅玄・鷹兔賦」——秋霜一下、蘭艾俱落。（秋霜一たび下れば、蘭艾俱に落つ。）

○『藝文類聚』卷五十八引「庾闡・爲庾稚恭檄蜀文」——凡百黎民、秋毫不犯、檄到勉思良圖、自求多福、無使蘭艾同焚。（凡百の黎民、秋毫も犯さず、檄到れば勉めて良圖を思い、自ら多福を求めて、蘭艾をして同時に焚かしむること無がれ。）

「飲酒」（二十首）（其十七）の詩の寓意について

○『晉書』「孔坦傳」——豈非人怨神怒、天降其災。蘭艾同焚、賢愚所歎。（豈人に怨み神怒り、天其の災いを降すに非ざらんや。蘭艾同に焚くるは、賢愚の歎く所なり。）

劉裕以後の用例であるが、「蘭艾不分」と類似のことばがある。

○『宋書』「沈攸之傳」——今復相逼、起接鋒刃、交戰之日、蘭艾難分。（今復た相い通りて、起ちて鋒刃を接すれば、交戰の日、蘭艾分かち難し。）

以上の諸例の中、「蘭艾俱落」の語は、降霜が草の良悪を區別することなくみな凋落させることをいい、また「蘭艾同焚」「蘭艾難分」の二語は、ともに戰禍が貴賤賢愚を分かたずみな滅ぼし盡くすことをいう。すなわち、これらの表現は、みな秋の肅殺の氣、戰爭の殺戮という共通のイメージを帶びてゐる。「蘭艾不分」の語もまたその範疇に屬している。この「殺」という字で括ることのできる共通のイメージを、『老子』第二十一章の「兵は、不祥の器なり」ということばと結び付け、不祥のイメージと呼びたいと思う。とすれば、（其十七）の詩の末尾の句「鳥盡廢良弓」のもう不祥のイメージと、「蘭艾不分」とはまさにぴったりと符合し、したがつて詩の前半部と末尾の句とが呼應することになる。そして、すでに言及したとく、「幽蘭」は韓延之の譬喻であり、「清風」はさわやかな風ではなく、古直の指摘するところ、霜降の後、寒に備えることを人に戒める風であり、具體的には、劉裕の討伐がもたらす死の恐怖を寓意するといえよう。すでに見た陶必銓の「喪亂を経るに非ざれば、君子の守見われず」という評の深意もまた、（一）にあつたのである。

次に「諸葛亮於左右之手」ということばについて考察したい。

（其十七）の詩の「鳥盡廢良弓」の句は、古直以來、劉裕による諸

葛長民殺害と關連させて説くことが多い。しかし、また一方、この句は桓玄と劉牢之とにも結びつく可能性をもつてゐるのである。すなわち、元興元年（四〇二）三月、桓玄が劉牢之に對し、司馬元顯を裏ざつて自分につくことを使者を遣り説得させた際、「鄙語有之、『高鳥盡、良弓藏、狡兔殲、獵犬烹。』故文種誅於勾踐、韓・白鷹於秦漢。」

（鄙語に之れ有り、『高鳥盡きて、良弓藏せられ、狡兔殲きて、獵犬烹らる。』故に文種は勾踐に誅せられ、韓・白鷹は秦漢に戮せらる。）といふ、牢之に古來功臣の酬いられること稀なことを説いたのであつた（『晉書』「劉牢之傳」）。したがつて、「鳥盡廢良弓」の句を、劉毅が誅されたときの諸葛長民のことば「昔年醢彭越、前年殺韓信、禍其至矣。」と直ちに關連させることには無理がある。

これに對し、韓延之の返書中の「劉藩死於閭闈之内、諸葛鎔於左右之手」ということばは、劉藩と同様に諸葛長民が劉裕の詐術により誅殺されたことを、明瞭に指示してゐる。これによれば、〈其十七〉の詩の「鳥盡廢良弓」の句は、延之の返書中の右のことばの意味するところを示唆するものであり、劉裕の政敵に對する假借なき血の肅清を寓意するものであることは疑う餘地がない。

それではさらに、〈其十七〉の詩の第六句「任道或能通」の「任道」の語について考察したい。

結論を先取するならば、私は「任道」の語を、「道を任うひと」すなわち道義を守り、重任を負う仁人・君子・志士などの意に解すべきかと思う。この解の典據は、言うまでもなく『楚辭』「九章・橘頌」の左の句である。

精色内白 精色にして内は白く、
類任道兮 道を任うに類す。

この「類任道兮」の句は、王注本では「類可任兮」に作つてゐる。しかし、次に掲げる後漢・王逸の注の證するが「任道」に作用るのが正しいであろう。

言橘實赤黃、其色精明、內懷潔白、以言賢者亦然。外有精明之貌、內有潔白之志、故可任以道而事用之也。

（言う）こころは、橘の實は赤黃にして、其の色は精明、内に潔白を懷き、以て賢者も亦た然るを言う。外に精明の貌有り、内に潔白の志有り、故に任するに道を以てして事に之れを用う可きなり。）

清・聞人倓『古詩選』の〈其十七〉の詩についての注釋には、「按、任道、言當含芳以待。」（按するに、任道は、嘗て芳を含んで以て待つべきを言う。）と解してゐる。「これは、君子が徳を身にそなえて用いられるのを待つという意であるから、比較的早い時期における「任道」を君子の意に解する例である。

以上の考察によれば、〈其の十七〉の詩の解釋は、次の「とく」になるであろう。

わが前庭に生える幽蘭は、薰りを含んで清風の來るのを待つてゐる。清風がさつと吹いて來ると、その薰りを四散させて、周圍の蕭艾から自ずと區別される。人もこれと同じく、わが友韓延之君は、劉裕の甘言に誘われず、威嚇にも屈せず、司馬休之殿と運命をともにする態度を、決然と表明・實行し、小人たちと異なる國士であることを證明した。

人生の行路において、歩むべき路を見失い、誤つて官途に踏みこんでしまつた場合、韓延之君の「とく」道を任う人は、そのまま歩み續けて人生の大道に通ずることもあるいは可能であるだろう。しかし、一

般には、誤りに気づいたら、元の場所、故郷の園田に戻るべきである。いまは高鳥が盡きると良弓^{イイコ}が捨てられるように、必要がなくなると邪魔者として抹殺される恐ろしい時勢であるから。

五

本章では、主として韓延之の生涯について、ことに劉裕との関連に重點を置いて考察し、あわせて陶淵明との兩者との関連について論及したい。

韓延之の傳は、『晉書』卷三十七「宗室・譙剛王遜傳」に司馬休之らの傳とあわせて付載されている。また、北齊・魏收撰『魏書』卷三十八、および唐・李延壽撰『北史』卷二十七にもその傳がある。こゝではまず、「晉書」に記載するそれを左に示し、後に説明を加える」ととする。

韓延之字顯宗、南陽諸陽人、魏司徒暨之後也。少以分義稱。安帝時爲建威將軍、荊州治中、轉平西府錄事參軍。以劉裕父名翹字顯宗、延之遂字顯宗、名兒爲翹、以示不臣劉氏。與休之俱奔姚興。

劉裕入關、又奔于魏。

(韓延之、字は顯宗、南陽諸陽の人、魏の司徒暨の後なり。少くして分義を以て稱せらる。安帝の時、建威將軍・荊州治中と爲り、平西府錄事參軍に轉ず。劉裕の父の名は翹、字は顯宗なるを以て、延之遂に顯宗と字し、兒に名づけて翹と爲し、以て劉氏に臣たらざることを示す。休之と俱に姚興に奔る。劉裕の關に入るや、又魏に奔る。)

右に見るごとく、韓延之の傳は、貴籍・出自・爲人、そして官歴を記した後、唐突にその劉氏に臣たらざる信念を示す逸話に及び、最後

「飲酒」(二十首)〈其十七〉の詩の寓意について

に休之とともに北地に亡命したことを以て結んでいる。

まず、その出自について説明を加えよう。『晉書斠注』(清・吳士鑑注)に引く唐・林寶撰『元和姓纂・四』によれば、延之は暨(一五九—二三八)の六代の孫である。また、晉・陳壽撰『三國志・魏書』「韓暨傳」の「裴注」に引く『楚國先賢傳』には、「暨は、韓王信の後なり。」という。晉代では、太尉賈充(一一七—一八二)の女婿であり、賈謐の父であつた韓壽がその族祖の一人といいう。

さて、問題はその官歴にある。『晉書』本傳では、建威將軍・荊州治中となり、その後平西府錄事參軍に轉じたと記している。『北史』本傳の記載は、「晉に仕えて、位建威將軍・荊州從事、平西府錄事參軍に轉ず」とい、『晉書』に同じく、また、『魏書』本傳では、平西府錄事參軍の官のみを記している。官品という點からしても、この官歴をそのまま認めるることはできない。なぜならば、建威將軍が四品官であり、州府の治中(治中從事史)、および將軍府の錄事參軍が六品官以下と考えられるから、建威將軍から後の二官に移るのははなはだしく不自然である。史書の記述に誤りがあると見るべきであろう。

そこでこの記述を韓延之と劉裕、また韓延之と司馬休之との関連において見なおすことにしたいと思う。

前述の劉裕が韓延之に密書を與えた際の『宋書』の記載に、「休之府錄事參軍韓延之故吏也」とあつた。これは「武帝紀」の文であるから、當然韓延之が劉裕の故吏であつたことを意味するものである。裕が延之に歸參を促していることをはじめてとして、二人の書信の内容から推して、延之が裕の故吏であつたことは事實と見て誤りないであろう。とすれば、その事實はいつ、また、いかなる職においてであつたのか。

史書に記載する劉裕の官歴をしらべると、『晉書』「安帝紀」と唐・許嵩撰『建康實錄』卷十・卷十一に、建威將軍であったと記される。具體的には、『晉書』の記載では、元興二年（四〇三）二月、建威將軍劉裕が五斗米道の孫恩の殘黨徐道覆を東陽（今の浙江省金華市）に破つたことをいう（翌三年二月には劉毅・何無忌らを帥い義兵を起^す）ことをいうが、そこでは建武將軍劉裕と記している。また、『建康實錄』卷十の記載では、隆安五年（四〇一）七月（卷十一に八月）に作る）から義兵を起こすまでの間、建威將軍であつたとする。

これらの記載に對し、『宋書』「武帝紀」、および宋・司馬光撰『資治通鑑』「晉紀」のいずれもが劉裕の建威將軍であつたことを記さず、前者では隆安五年八月に建威將軍になつたことのみをいい、後者は元興二年二月に建武將軍であつたことをいう。

以上、諸説錯雜して是非を決しがたいかに見えるけれども、結論からすれば建武將軍と記すのが正しいのである。その根據として、『宋書』「孟懷玉傳」に、「高祖東のかた孫恩を伐つや、懷玉を以て建武司馬と爲す。」といい、また、懷玉の弟龍符の傳に、「早く高祖の知る所と爲り、既に京城に克てば、龍符を以て建武參軍と爲す。」と記すことが擧げられる。劉裕は北府軍團を掌握する劉牢之（？—四〇二）の參軍であつたが、建武將軍の號を帶していったのである。その期間は、隆安五年八月から元興三年（四〇四）二月までと推定される。

右の検討から、韓延之の本傳に「建威將軍」と記すのは、「建威參軍」を誤つたものではないであろうか。そして、その「建威參軍」は、本来「建武將軍劉裕」の「參軍」であるべきではないのか。所與の條件を總合すれば、この私案に落着する。

次に、同じく本傳に「荊州治中（または從事）」「平西（府）錄事參

軍」になつたことを記すが、これはともに司馬休之の幕下にあつたことをいうものである。司馬休之の官歴についてしらべると、『資治通鑑』、および『晉書』本傳、『建康實錄』などに左のとく記す。

元興元年（四〇一）二月、襄城太守であつたが桓玄と戰つて敗れ、鮮卑族慕容超（南燕）に奔る。三年（四〇四）三月、桓玄の敗れるのを聞き、劉敬宣らと歸國。四月、荊州刺史を領す。義熙元年（四〇五）三月、桓玄の殘黨桓振の攻撃に會い、襄陽に奔る。桓振が討平され、鎮に還るも免官。義熙二年（四〇六）より七年（四一二）免官となる。以後、十一年（四一五）一月の劉裕の討伐を受けるまでその任にある。この司馬休之の官歴に韓延之のそれを重ねるならば、延之が休之の府の屬僚となつたのは、一度目の荊州刺史を領した義熙八年九月以降のこととするのが妥當であろう。とすると延之の本傳に記す官歴は、「安帝の時、建威參軍と爲り、平西府錄事參軍、荊州治中に轉す」となるべきではないかと考える。

ところで、陶淵明に「始作鎮軍參軍經曲阿作」（始めて鎮軍參軍となり、曲阿を經しき作）と題する詩があり、淵明が劉裕の參軍であつたことの證左とされる。^{〔6〕}劉裕が鎮軍將軍であつたのは、元興三年三月より義熙元年三月までの一年餘である。また、淵明は義熙元年三月、建威將軍劉敬宣の參軍として建康に使^いしたことが、「乙巳歲三月爲建威參軍使都經錢溪」（乙巳の歲三月建威參軍と爲り都に使^いして錢溪を經）と題する詩の存することにより明らかである。

陶淵明と韓延之とは、おそらく鎮軍將軍劉裕の幕僚として、面識があつたのではないかと推測する。そして、もしこの推測が事實と一致

するのであれば、ここに「飲酒」（其十七）の詩に韓延之を幽蘭に擬して詠う重要な動機が存するであろう。

さて、義熙十一年（四一五）三月、劉裕の東軍が攻撃を開始する。

緒戦において苦戦したが、劉裕の陣頭指揮に奮い立ち、渡江して絶壁上の敵陣を目指し登攀・攻撃し、休之の西軍は潰えた。『晉書斠注』

に引く宋・徐爰撰『宋書』によれば、「休之不敢戰、乃棄城走奔羌」

（休之は敢て戰わず、乃ち城を棄てて走り羌に奔る）といふ。

羌族姚氏の後秦國に逃れた司馬休之は、義熙十三年（四一七）八月、

劉裕の北伐軍が長安（今の西安市附近）を攻略、姚泓が降ると、九月、

司馬文思、司馬國璠、司馬道賜、魯軌、刀雍、王慧龍、桓溫の孫道

度、道子、族人の桓譥、桓璣、袁式、そして韓延之等數百人と鮮卑拓跋族の北魏の將軍長孫嵩に降つた。十月、休之は長孫嵩の軍中で卒し

たのであつた。

韓延之は、北魏の太宗明元帝（拓跋嗣、在位四〇九—四二二）に仕え、

虎牢鎮將（『北史』本傳に「武牢鎮將」）を作るには、唐の高祖の祖李虎の諱

を避けたもの）となり、魯陽侯の爵位を賜つた。宋の名將到彥之が、

韓延之の亡命者仲間の王慧龍（？—四四〇）と戦い苦闘したことを、

友人への書簡中に語つている。その中に韓延之の北魏での活動の片鱗

を傳えてゐる。

魯軌頑鈍、馬楚粗狂、亡人之中、唯王慧龍及韓延之、可爲深憚。

不意儒生懦夫、乃令老子訝之。（『魏書』「王慧龍傳」）

（魯軌は頑鈍、馬楚は粗狂、亡人の中、唯王慧龍及び韓延之のみ、

深憚と爲す可し。意わざりき儒生懦夫の、乃ち老子をして之れを

訝らしむるとは。）

韓延之が卒したのは、世祖太武帝（拓跋珪在位四二三—四五二）の太

「飲酒」（二十首）（其十七）の詩の寓意について

平眞君（四四〇—四五二）の初めのことと、その遺言により、洛陽（河南省）の柏谷塢にある魯宗之の墓の隣りに葬られたと傳える。

最後に、韓延之の作とされる詩一首が存しておらず、問題とすべき點があると思われるので、次にその詩を掲げ、検討を加えて、この章の結びとしたい。

賈生謫長沙

董儒詣臨江

愧無若人跡

忽尋兩賢蹤

追昔渠闕游

策駕廻羣龍

如何情願奪

飄然獨遠從

痛哭去舊國

銜淚屈新邦

哀哉無援民

嗷然失侶鴻

彼蒼不我聞

千里告志同

（賈生 長沙に謫せられ、董儒

臨江に詣る／

若き人の跡無き

を愧じ、忽ち兩賢の蹤を尋ね／

追う昔「石」渠闕に遊び、駕に

策ちて羣龍に廻りしを／

如何ぞ情願奪われ、飄然として獨り遠

く従うや／

痛哭して舊國を去り、涙を銜んで

新邦に屈る／

哀しいかな 援民無く、嗷然 侶鴻を失う／

彼の蒼たる 我を聞かず、

千里志同じきに告げよ

この詩を「贈中尉李彪」の題の下、韓延之の作として錄するのは、

明・馮惟訥撰『古詩紀』卷一百十八「北魏第一」に始まるようだ、こ

の書を藍本とする民國・丁福保『全漢三國晉南北朝詩』「全北魏詩」、

および近年の遼欣立撰『先秦漢魏晉南北朝詩』「北魏卷一」も同じで

ある。ただし、作者についての記述と原詩の出所についての注記の有

無が、前の二書と遼氏の書とでは相違がある。煩を厭わず、その詳細

を略記する。

○字顯宗、南陽堵陽人、仕晉位平西府錄事參軍、劉裕招之不屈、後

奔姚興、明帝泰常二年入魏、爲武牢鎮將、賜爵魯陽侯、一云韓顯

宗、字茂親。（馮惟訥・丁福保）

○延之、字顯宗、南陽堵陽人、仕晉位平西府錄事參軍、後奔姚興、

明元帝泰常二年入魏、爲虎牢鎮將、賜爵魯陽侯、太平眞君中卒。○

魏書韓延之傳、詩紀百八。（遼欣立）

う。『魏書』卷六十二にその傳がある。

六

この詩は、實は『魏書』卷六十「韓顯宗傳」の末尾近くに、「顯宗既失意、遇信向洛、乃爲五言詩贈御史中尉李彪曰」（顯宗既に失意し、遇ま信の洛に向かうに、乃ち五言詩を爲りて御史中尉李彪に贈りて曰く）として記載するものである。作者の韓顯宗は韓延之とは全くの別人である。馮惟訥は、韓延之が劉裕の父の字を自らの字としたことから、別人の韓顯宗と混同錯誤し、その詩を延之の作としたもののようにうである。丁福保・遼欣立兩氏も馮惟訥の誤りに気づかずしてそれを襲つたのである。遼欣立氏は『魏書』「韓延之傳」をこの詩の出所とするが、そこには記載されていない。このことについては、すでに清・章宗源撰『隋書經籍志考證』卷三十九之九・集部二之九・別集類九（後魏）の「後魏著作佐郎韓顯宗集十卷」の項に、「案韓延之、晉宋時人、晉書・魏書・北史並有傳、馮氏以爲卽此韓顯宗、非也」（案するに韓延之は、晉宋の時の人、晉書・魏書・北史並びに傳有り、馮氏以爲えらく卽ち此れ韓顯宗と、非なり。）と指摘されている。

韓顯宗（？—四九九）は、太和（四七七—四九九）の始め秀才に擧げられ、著作佐郎、中書郎、右軍府長史などを歴任、性剛直にして時務に關する上書をその傳に記載する。太和二十一年、孝文帝に隨い南征し、敵將の首を獲る功を擧げたが、それを後に頗る誇つたため、叱責され官を免ぜられた。

また、顯宗が詩を贈つた李彪（四四三—五〇二）は、高祖の信賴が厚く、六度にわたる南朝齊への使者をつとめ、齊の武帝、および主客郎劉繪に敬重され、また、修史について貢獻すること大であつたとい

以上の論述において、私は、陶淵明の「飲酒」（其十七）の詩が、劉裕の脅威に屈する」となく、昂然と非難の矢を浴せ、自らの信念を貫徹した韓延之の、凜然とした姿を寓意する作であろうことを検證してきた。また、韓延之が劉裕の故吏であつたということから、かつて作者と同僚であつた可能性のあることを推測したのであつた。

そこで次に問題となるのは、（其十七）の詩の素材となつたと推測される一連の文書、すなわち司馬休之の自陳の文、劉裕が韓延之に與えた密書、そして韓延之の劉裕にあてた返書の内容に關する情報を、陶淵明がいかなる経路により入手することを得たのかという點である。これについて、私は以下の（）とく考えている。

右の一連の文書が『宋書』に記載されていることは、これらが重要な文書として公式に保管されていたことを證するものであろう。韓延之にあてた劉裕の密書のごとき機密文書も、原本の外に、副本が作られ保存されていたにちがいない。したがつて、劉裕の側近、あるいは朝廷に高位を占める者であれば、これらの文書、またはこれに關する情報を、實際に見聞する機會をもち得たであろうと思う。もしも陶淵明の周邊にそうした人物がいたとするならば、その人物を通じてこれらの文書の内容、情報が彼に傳わつたと想像されるのである。

私はかつて陶淵明の「乞食」と題する詩の寓意について考察を加えたことがある。それによれば「乞食」の詩は、表面上飢えに驅られた作者に對し食を恵み歓待してくれた、とある家の主人への感謝の表現をとつてはいるが、實はそれは作者の理想への渴望を理解し、共感し

てくれたことのある友人の死に際して、その友情を感謝した詩であることを論證した。その友人とは、江州刺史劉柳である。

陶淵明と劉柳との間に交流があつたことを直接證する資料は遺存していない。しかし、第一に兩者を結ぶ人脈の存在すること。第二に陶淵明の作品中に劉柳を寓すると見なされる人物像が、「乞食」の詩の主人以外に複數現れることによつて、兩者の交流の蓋然性を指摘することができる。

まず、陶淵明の外祖父で風流人として著名な孟嘉と劉柳の父耽とが、桓溫（三一二—三七三）の幕下で同僚であり、かつ淵明の叔父夔との間にも交流のあつたことが、淵明の「晉の故の征西大將軍の長史孟府君の傳」の末尾の記述によつて證明されること。また、柳の甥謝瞻は幼くして孤兒となり、撫養の恩のある叔母劉氏に従い、吳郡太守となつた柳の建威長史として赴任、のち鎮軍將軍劉裕の參軍として淵明と同僚であり、さらにその後宋初、江州刺史王弘の座において淵明から送別の詩を贈られている。そしてまた、「陶徵士の誄」の作者顏延之は、若くして柳の「家吏と作り」（延之自らの語）、義熙十一年（四五）柳が江州刺史となると、その後軍功曹として尋陽に來て淵明と交友を結んだことは、周知のことである。

次に、淵明の作品中に現わされる劉柳を寓すると見なされる人物像としては、「飲酒」（其十六）の「孟公」こと、後漢の劉龣、字孟公がそれで、「詠貧士」（其六）の詩にも、後漢の隱者張仲蔚の知己として詠われている。張仲蔚は作者自身を、劉龣は柳を假託したものである。さらに「桃花源記」の末尾に「南陽の劉子驥は、高尚の士なり」として描かれる劉驥之、字子驥は、柳と同族の人であり、同じく柳を假託したものであろう。そして、「桃花源記」の話こそ、淵明がかつて書いたものである。そして、「桃花源記」の詩の寓意について

て柳に語った理想を結晶させた作品であろうと思う。

劉柳は、義熙五年（四〇九）以來、尚書左右僕射の職にあつたが、同十一年（四一五）江州刺史として尋陽に赴任した。

一方、劉裕が司馬休之討伐の兵を發したのが同年正月、休之が上表自陳し、また、裕と延之との間に書信の往復があつたのが二月、戰端が開かれ、やがて勝敗が決したのが三月である。この経過から推測して、江州赴任以前に劉柳が件の一連の文書、またはそれに關する情報を見聞していた蓋然性が高いと考えられる。劉柳、あるいは劉柳から傳聞した顏延之により、それらの情報は陶淵明に傳えられたであろうと、私は推測する。

ところで、卑見によれば、「飲酒」の連作は義熙十四年（四一八）の秋に制作されたと考えられる。これについて、いまは詳論する紙幅を缺くが、その論據の一つだけを擧げると、「飲酒」という詩題が、漢・焦延壽撰『易林』（十六卷）中の繇辭「离之坎・小過之未濟」「六月采芑、征伐无道、張仲方叔、克勝（克敵）飲酒」（六月・采芑は、无道を征伐す、張仲・方叔ら、克勝して「敵に克つて」酒を飲む）を典據とし、盧循の亂の平定（義熙六・七年）と南燕・後秦征伐（義熙五・六年と同十二・十四年）のいわゆる「南征北伐」に成功した劉裕が、その功績を踏み臺としていよいよ野望達成の最終段階に入る時勢を寓意するに考へられるからである。當時、劉裕の「南征北伐」を、「詩經」小雅の「六月」「采芑」の詩に詠う周の宣王の獮狁・蠻荆征伐（北伐南征）に譬えることが、史書の記載および詩賦の作品中に確認することができる。前述した繇辭は「六月」「采芑」の詩の内容を詠うものであり、陶淵明はこれを用いて詩題としたと考えられる。

義熙十三年（四一七）の秋冬の間、後秦に亡命していた韓延之は、

よたたび劉裕の北伐軍に追われ、司馬休之とともにさらに北魏に逃れた。「飲酒」の連作が作られたと考えられる翌年の秋には、このことを作者は知っていたはずである。それが、「飲酒」(其十七)の詩に韓延之を詠う動機の一つであつたであろう。

さらに、その前半部の發想を〈其十七〉の詩に同じくする〈其八〉の詩も、韓延之を寓意する作と考えられる。その全文を左に示す。

青松在東園	青松	東園に在り
衆草沒其姿	衆草	其の姿を没す
凝霜殄異類	凝霜	異類を殄くすとき
卓然見高枝	卓然	として高枝を見わす
連林人不覺	連林	に連なれば人は覺らず
獨樹衆乃奇	獨樹	にして衆乃ち奇とす
提壘挂寒柯	壘	を提げて寒柯に掛け
遠望時復爲		遠望を時に復た爲す
吾生夢幻間		吾が生は夢幻の間
何事繼塵羈		何事ぞ塵羈に繼がる。

詩中、「凝霜殄異類」とは、「己に異なるものを誅戮」せんとする、一連の劉裕の彈壓・肅清を寓意し、また、「遠望時復爲」とは、遠く北魏にまで逃れていった韓延之その人の姿を望見しようとするのであり、さらに、「何事繼塵羈」とは、劉裕の願指を拒否する決意の表明として讀むことができるであろう。〈其八〉の詩は、まさに〈其十七〉の詩と同根の作であるといえよう。

注

(1) 陶淵明の名については、諸説があるが、その「晉故征西大將軍長史

孟府君傳」「祭程氏妹文」、また、顏延之の「陶徵士誌」の記述に従い、淵明とする。また、その生卒年についても、通説に従つた。

(2) 「述酒」の詩を、劉裕による安帝恭帝殺害を寓意した作と解する

は、南宋の湯漢『陶靖節先生詩注』以来の説である。

(3) 『晉書』卷六十四「司馬元顯傳」によれば、この事件は義熙中、蠻中に避難していた元顯の子秀熙が歸還し、元顯の妃王氏がこれを司馬道子の後嗣としようとしが、劉裕が疑い察驗したところ、散騎郎滕茂の奴勾薬であることが露呈し、棄市されたと傳えている。

(4) この記載は、中華書局點校の『宋書』に従つた。ただし、汲古書院刊和刻本正史『宋書』(明・南監本による)には、「休之府錄事參軍韓延之公之故吏也」に作つていて、「公之」二字が多い。

(5) 『文選』卷二十六にこの詩を載せ、その題下に李善が次のとく注している。すなわち、「臧榮緒晉書曰、宋武帝行鎮軍將軍、沈約宋書曰、陶潛字淵明、(略)爲鎮軍建威參軍、後爲彭澤令、解印綬去職、卒於家。」(臧榮緒の晉書に曰く、宋の武帝、鎮軍將軍を行ず、沈約の宋書に曰く、陶潛、字は淵明、(略)鎮軍・建威參軍と爲る、後彭澤の令と爲り、印綬を解いて職を去る。家に卒す。)といふ。

(6) 『古詩紀』については、鈴木修次・一海知義「馮惟訥とその詩紀」(「日本中國學會報」第十二集、一九六〇年、日本中國學會)を参照。

(7) 披稿「陶淵明『乞食』の詩の寓意について」(中國文化—研究と教育—漢文學會報51號)、一九九三年六月、大塚漢文學會